

廃棄物減量等推進員活動の手引き

逗子市

(令和 8 年度)

〔 資源循環課	046-873-1111
環境クリーンセンター	046-871-7870

1 廃棄物減量等推進員の定義

廃棄物減量等推進員は、法律、条例及び条例施行規則で次のように定められています。

（１）廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第5条の8 市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。

（２）逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例

第12条 市長は、社会的信望があり、かつ、減量化、資源化、一般廃棄物の適正処理及び地域の生活環境の保持に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、減量化、資源化、一般廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持の推進に関する市の施策への協力その他の活動を行う。

（３）逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例施行規則

第3条 条例第12条第1項の廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 推進員が欠けた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 推進員は、活動に際しては、市長が別に定める腕章等を着用しなければならない。

2 廃棄物減量等推進員の職務

廃棄物減量等推進員は、担当の地域ごとに、次のような職務をお願いします。職務中は、腕章を着用してください。

（１）ごみステーションの定期的なパトロール

（２）ごみステーションの設置等に関する調整

（３）ごみの出し方の指導及び啓発（分別方法のPR等）

（４）その他、ごみの減量化、資源化対策、環境美化への協力（市の行事等のPR等）

3 謝金 年額18,000円

（月額1,500円とし、原則として3カ月分ごとに口座に振込みます。）

4 任期 令和8年8月1日から2年間

5 廃棄物減量等推進員のおもな活動内容

（１）ごみステーションの定期的なパトロール

週に1回以上の頻度で、定期的に担当地域のごみステーションのパトロール及び管理状況等について調査を行い、必要に応じて市民に対してごみの出し方等に関する指導及び啓発を行います。

パトロール終了後は、「ごみステーションパトロール報告書」を作成し、資源循環課へ提出してください。（メールや複数回分まとめた提出可）

（２）ごみステーションの設置等に関する調整

排出世帯の増減、環境衛生、交通事情及び住宅等の建築等の事由により、ごみステーションの新設、移動及び廃止等が必要となったときは、そのステーションの利用者等との調整を行います。調整前に環境クリーンセンターへ連絡してください。

（３）ごみと資源物の出し方の指導及び啓発

ごみと資源物の出し方等に関するパンフレット「C U Z（キューズ）」等に基づいて、おもに以下の項目について、市民に対する指導及び啓発を行います。

ア ごみの分別を徹底すること

ごみの種類に応じた適正な処理、最終処分場の延命化等の理由により、それぞれのごみを次の施設・民間事業者で別々に処理しています。分別されていないごみが入ると、処理施設の故障、事故の原因となるほか、引取拒否や契約を解除されることがあります。

ごみの分別と処理方法は次のとおりです。

燃やすごみ	→ 焼却処理施設
生ごみ	→ 葉山町生ごみ資源化処理施設 ※令和8年11月から
草・葉・植木ごみ	→ 民間委託（資源化）
危険有害ごみ	→ 破砕処理施設・民間委託（資源化）※種類により異なる
不燃ごみ、粗大ごみ	→ 破砕処理施設
あきびん	→ 民間委託（資源化）
ペットボトル	→ 専用の圧縮・梱包処理施設
容器包装プラスチック	→ 専用の圧縮・梱包処理施設
小型家電	→ 民間委託（資源化）
紙・布類、アルミ缶、スチール缶、家庭金物	→ 資源回収登録事業者（集団資源回収）

イ 収集日の朝8時30分までに出すこと

当日のごみ量、天候及び交通事情等に応じて収集時間に変動が生じることがありますので、遅く出すと収集できないことがあります。また、前日や夜間にごみを出すと、交通の障害となるばかりでなく、放火に遭う恐れやカラス、猫等にごみを散らかされる原因になります。

【ステーション収集の注意点】

①市で収集しないごみ、分別状況の悪いごみ

それぞれ「ダメシール（赤）」「迷惑シール（黄）」を貼付したうえで回収せずに置き、原則として排出した方に引き取ってもらうこととしています。

ただし、排出者が引き取らず、調査を行った結果、特定できなかった場合は、やむをえず環境クリーンセンターで収集処理します。

②引越し等、臨時かつ多量に発生するごみ

引越し、片付け及び庭掃除等によって、一度に多量のごみ（概ね45リットル以下の袋で4袋以上）が発生する場合は、ご自宅まで有料で収集に行く制度（粗大ごみの戸別収集制度）か、ご自分で環境クリーンセンターへ持ち込む制度（持ち込みごみ）を活用していただくこととしています。（ごみの持ち込みは有料です。）

これは、一度に多量のごみをステーションに排出すると、他の方が排出する場所がなくなってしまう、通行に支障が生じる等、様々な弊害が生じるためです。

ウ いつも利用するごみステーションに出すこと

ごみステーションは、近隣にお住まいの皆さまと調整のうえ設置し、利用者同士で清掃当番を行う等、共同で管理を行っているためです。

エ 近隣の迷惑にならないように出すこと

ごみステーションの近隣にお住まいの方の中には、ごみの排出状況の悪化等により、とても不愉快な思いをしている方もいらっしゃいます。

一方で、空き地等も少ないため、新たにごみステーションを設置したり、ごみステーションを移動したりすることは、とても難しい状況です。したがって、現状のごみステーションを大切に利用することが重要となっています。ごみ散乱防止ネットやネットボックス等を使用しているごみステーションでは、適正な管理についても留意ください。

（４）その他、ごみの減量化、資源化対策、環境美化への協力

定期的なパトロールのほか、排出状況に問題のあるごみステーション等について、必要に応じて市へ連絡をお願いします。（ごみステーションについては環境クリーンセンターが、紙・布類、アルミ缶、スチール缶、家庭金物の集団資源回収に関しては資源循環課が担当します。）

廃棄物の減量化、資源化及び適正処理にかかる市の取り組みについては、次のとおりです。

ご承知おきいただき、必要に応じて市民の皆さまにご紹介ください。

ア 「ふれあい収集制度」について

ごみをごみステーションまで運ぶことが困難な高齢者や障がい者世帯を対象に、環境クリーンセンターの職員がご自宅まで伺ってごみを受け取り、併せて一声かけて安否の確認をする「ふれあい収集制度」があります。環境クリーンセンターまでご相談ください。

ふれあい収集の対象となる方は、以下のいずれかに該当し、自ら一定の場所までごみを持ち出すことができず、身近な人などの協力が得られない場合です。

- (1) 日常的に介助あるいは介護を必要とする高齢者（おおむね 65 歳以上）のみの世帯
- (2) 日常的に介助あるいは介護を必要とする障がい者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のみの世帯
- (3) 妊産婦、けが等により一時的にごみ出しが困難な世帯

イ 動物の死体処理の対応

犬、猫、タヌキ、カラス等の死体を発見したときは、環境クリーンセンターへ連絡してください。休日や時間外の場合は、市役所へ連絡してください。市の委託を受けた事業者が回収します。

ただし、飼育動物（ペット）の埋葬等については、飼主の責任で動物病院又は葬儀社等に相談してください。

ウ 不法投棄に対する対応

廃棄物の不法投棄を発見した場合は、その状況を資源循環課へ連絡してください。また、不法投棄を目撃したときは、可能な限り投棄者に関する情報（車の特徴、ナンバー、事業者の看板等）を記録し、逗子警察署生活安全課（046-871-0110）へ通報してください。

（占有者等による自己処理の原則）

第 20 条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。以下「占有者等」という。)土地又は建物を所有し、又は占有し、若しくは管理する者(以下「占有者等」という。)は、その土地又は建物内の一般廃棄物を、生活環境の保全上支障のない方法で、自らの責任において適正に処理するよう努めなければならない。

2 占有者等は、その土地にみだりに廃棄物が捨てられることのないよう必要な措置を講じなければならない。

3 占有者等は、その土地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければならない。

（改善勧告及び公表）

第 27 条の 2 市長は、占有者等又は事業者が一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び第 23 条の 2 に定める排出方法に従わずに一般廃棄物を排出していると認めたときは、当該占有者等又は事業者に対し、改善その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定により勧告を受けた占有者等又は事業者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

エ 違法な不用品回収業者に対する対応

市内を巡回し、家庭で不用となった電化製品等を無料で回収する悪質な不用品回収業者によるトラブルが多く報告されています。逗子市内の家庭から発生した廃棄物を扱えるのは、逗子市の許可等を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者だけです。無許可業者を利用することは、違法なだけでなく不法投棄等のトラブルに繋がります。

ちらしや巡回している車両を見かけた時は、その状況を資源循環課へ連絡し、可能な限り回収業者の情報（車の特徴、ナンバー、事業者の看板等）を逗子警察署生活安全課（046-871-0110）へ通報してください。

オ 事業系ごみの排出制限

平成 24 年 4 月 1 日から、事業系のごみは原則として排出者の責任において処理する（自己処理原則）こととし、ごみステーションに排出することができません。

ただし、次の要件の全てに該当する事業所（少量排出事業所）は、ごみステーションに排出することができます。平成 27 年 10 月以降は、指定ごみ袋に事業所名を記入して排出することとしています。

- 1 ごみの排出量が 1 日平均 1 キログラム以下であること。
- 2 従業員（事業主を含む）の総数が 3 人以下であること。
- 3 食品廃棄物等〈食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）第 2 条第 2 項に規定する食品廃棄物等をいう〉を排出しないこと。

カ ごみの減量化・資源化協力店制度

簡易包装の推進、トレーの使用削減等に取り組む事業者を「ごみ減量化・資源化協力店」として指定しています。協力店が積極的に利用されることで、ごみの減量化及び資源化が促進されるようにご協力ください。

キ 家庭用生ごみ処理容器等購入費助成制度

家庭での生ごみ自家処理を促進し、燃やすごみの減量化及び生ごみの堆肥化による資源の有効利用を図るため、家庭用生ごみ処理容器等を購入して活用する場合に費用の一部を助成しています。

ク 資源物の拠点回収について

燃やすごみ及び不燃ごみの減量化、資源化を図ることを目的に、平成 22 年度から資源物拠点回収ボックスを設置し、回収を進めています。

【回収ボックス回収品目】

廃インクカートリッジ、廃蛍光管、水銀式体温計、廃食用油（ペットボトル等に入れる）、あきびん（無色・茶・その他）、乾電池、小形充電式電池、CD・DVD 類（ビデオテープ・カセットテープ・CD・DVD・MD・FD・MO 等）

【回収ボックス設置場所】

逗子市役所、小坪小学校区コミュニティセンター、沼間小学校区コミュニティセンター、療育教育総合センター、逗子アリーナ、子育て支援センター（あきびん、廃食用油を除く）、ハイランド自治会館、沼間グリーンヒル内（廃食用油を除く）、ヨークフーズ東逗子店（商工会館横駐車場）、南ヶ丘団地内、小坪大谷戸会館、久木会館

ケ 使用済小型家電の資源化について

小型の電子機器に多く含まれている希少金属（レアメタル、レアアース等）を効率的に資源化するため、平成 26 年 9 月から、市内の施設に設置した小型家電専用回収ボックスによる回収を進めています。また、平成 27 年 10 月からは、分別品目の変更により、ごみステーションでも収集しています。

【回収ボックス回収品目（30cm×15cmの投入口に入るもの）】

携帯電話・PHS、スマートフォン・タブレット端末、ゲーム機（携帯型・据置型）、携帯型ビデオカメラ、デジタルカメラ・フィルムカメラ、電卓、理容用機器（電気シェーバー・電動歯ブラシ・ヘアドライヤーなど）、電話機・ファクシミリ、ICレコーダー、電子辞書・電子書籍端末、ラジオ、携帯型音響機器、ポータブルDVD・CD・MDプレーヤー、ポータブルカーナビ・ETC車載ユニット、補助記憶装置（ハードディスク・USBメモリ）、テープレコーダー（デッキを除く）、付属品（電気コード・リモコン・ACアダプタ・充電器など）、懐中電灯、電子血圧計、電子体温計、電子時計・電気時計

【回収ボックス設置場所】

逗子市役所、市民交流センター、逗子アリーナ、逗子市商工会館、高齢者センター、沼間小学校区コミュニティセンター、小坪小学校区コミュニティセンター

コ ごみ散乱防止ネットの無償貸与及びネットボックスの購入費助成制度

カラス等によるごみ散乱被害を防止するために、ごみ散乱防止ネットを貸与します。ネットは2サイズ（2×3メートル、3×4メートル）あります。また、ごみステーションにネットボックスを設置する場合、新たにネットボックス化する際、または購入から3年を経過し老朽化したネットボックスを更新する際に、その費用の一部を助成しています。

6 活動中の事故等について

廃棄物減量等推進員として活動中に、事故等が発生した場合は、速やかに資源循環課まで連絡してください。

7 その他

この手引きの内容のほか、ご不明な点がございましたら、資源循環課（046-873-1111）、環境クリーンセンター（046-871-7870）へお問い合わせください。